

酒類製造者の皆様へ

～酒類製造技術相談の御案内～



◎鑑定官室でできること（例）

- ・製造上の課題解決
- ・新製品開発
- ・衛生管理体制の構築
- ・貯蔵酒のきき酒
- ・人材育成
- ・ATPふき取り検査
- ・アルコール等の分析支援
- ・きき酒能力の向上
- ・講師及び審査員



汚れ(微生物を含む有機物)を数秒で数値化できます。
製造場の衛生状態の把握に有効な検査です。

今の洗浄・殺菌
で十分ですか？

◎相談を希望される方は

国税庁HP「ホーム>国税庁等について>福岡国税局>お酒に関する情報>鑑定官室からのお知らせ>技術相談」又は以下の二次元コードから申込票をダウンロードし、必要事項を御記入の上、鑑定官室メール宛て送信願います。



別紙様式1
「技術相談申込票」



別紙様式2
「貯蔵出荷管理相談申込票」
(清酒の貯蔵出荷管理技術相談を申し込まれる方はこちら)

◎実施形式

臨場・メール・電話・オンライン形式等
(希望に沿った形式で対応させていただきます。)

【問い合わせ先】

福岡国税局鑑定官室

電話 092-411-0031